

令和8年度 軽自動車税についてのご案内

- 軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車（二輪、三輪、四輪以上）、二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者等に課税されます。
軽自動車税には月割課税制度がなく、4月2日以降に譲渡や廃車をされても年税額を全額納めていただきます。
- 軽自動車税の納期限は、令和8年6月1日（月）です。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車及び小型自動車

車種区分		税率	
原動機付自転車	一般原動機付自転車	第一種 一般原付（総排気量0.05L又は定格出力0.6kw以下）	2,000円
		第一種 一般原付（総排気量0.125Lかつ最高出力4.0kw以下）	2,000円
		第二種 乙（総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下）	2,000円
		第二種 甲（総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下）	2,400円
		ミニカー	3,700円
特定小型原動機付自転車（定格出力0.6kW以下）		2,000円	
軽二輪（125cc超250cc以下）・被けん引車		3,600円	
二輪小型自動車（250cc超）		6,000円	
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400円
		その他	5,900円

三輪・四輪の軽自動車

車種区分			税率		
			平成25年3月以前に初めてナンバー取得した車両（重課）	平成25年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両
四輪	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円
	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円

■ 三輪・四輪の経年車両にかかる重課について

初めてナンバー取得をしてから13年を経過した車両（自動車検査証の「初度検査年月」が「平成25年3月」以前となっている車両）は、令和8年度から重課税率が適用となります。（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール（混合メタノール含む）自動車、ハイブリッド自動車を除く。）

■ 三輪・四輪車両にかかるグリーン化特例（軽課）について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに初めてナンバー取得した車両（自動車検査証の「初度検査年月」が令和7年4月から令和8年3月までの四輪等）で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例の適用となります。

※ 初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り（1年度分のみ）適用されます。

車種区分			税率（軽課）	
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減
			電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車（★）	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度基準達成（★★）
四輪	貨物	自家用	1,300円	—（適用なし）
		営業用	1,000円	—
	乗用	自家用	2,700円	—
		営業用	1,800円	3,500円
三輪			1,000円	2,000円 （乗用営業用に限る）

★：天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減のもの
★★：ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。